

○ 販売代理店は、電気通信役務の勧誘に先立って、①「自己の氏名又は名称」②「当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称」③「勧誘である旨」を告げる必要があります。

※ 電気通信事業者も、電気通信事業者も、電気通信役務の勧誘に先立って、上記①及び③を告げる必要があります。

現状・課題

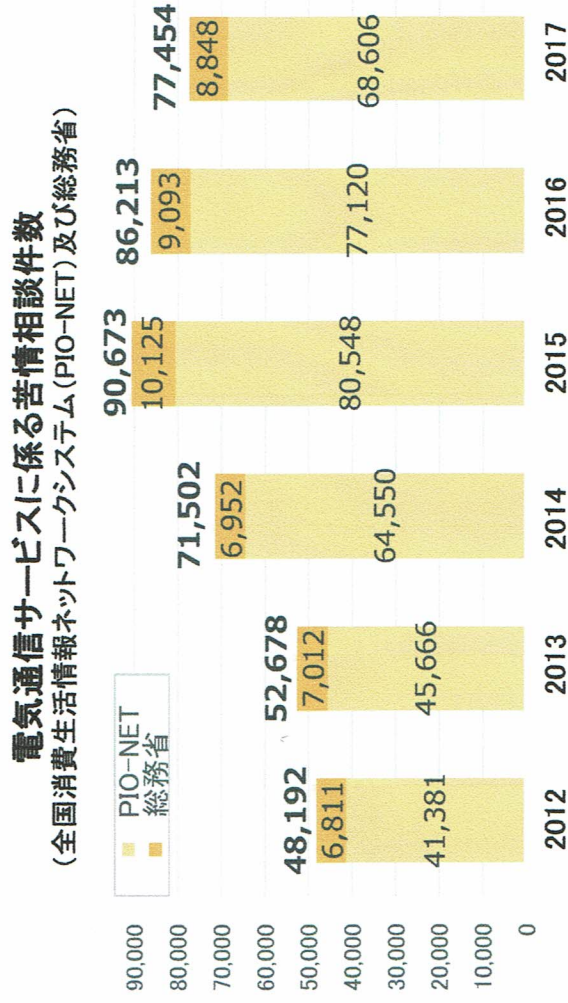
近年、モバイル・FTTH分野に関する利用者からの
苦情・相談は高い件数で推移。

- 苦情・相談の要因には、既存の利用者保護規律で対応できない次のような行為がある。
 - ・ 勧誘主体等について誤解を与える勧誘
 - ・ 勧誘目的であることを明示しない勧誘

【苦情の例】

「大手通信事業者からの電話だと思い契約したが、別の事業者だったので解約したい」「契約プランの変更と思ったら別会社との契約になっていた」

→ **利用者のニーズに応じたサービス選択を阻害**



改正法による措置

利用者の利益の保護のためのルールを強化し、既存の利用者保護規律で対応できない課題に対処。

- 電気通信事業者又は販売代理店について、通信サービスの勧誘に先立って「**自己の氏名若しくは名称**」又は「**勧誘である旨**」を告げずに勧誘する行為を禁止。

➤ **違反した場合は業務改善命令の対象**

利用者の誤解を招く不適切な勧誘の是正



利用者利益の保護を強化